

事前質問一覧

No.	資料 該当ページ	ご意見・ご質問	回答
1	—	有働 秀一 委員 「第7期熊本市障がい福祉計画及び第3期熊本市障がい児福祉計画」は、同時期策定の「第3次健康くまもと21基本計画」と相関関係があると思われます。口腔基本条例が策定されて、はじめての改定になるので、お口の健康についての記載の充実が望ましいと考えますがいかがでしょうか。	<u>＜障がい福祉課＞</u> 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づいて作成するものであり、口腔ケアに関する取り組みについては、本市の障がい施策に関する基本的事項を定める熊本市障がい者生活プランの中に盛り込んでおります。 今年度障がい者生活プランの改定を行うことから、記載内容について検討を行っていきます。
2	—	有働 秀一 委員 また「第3次熊本市歯科保健基本計画」も次期の計画に加えられると聞いています。そこで条例10条の4に「障がい者、介護を必要とする者その他の者であって定期的な歯科検診又は必要に応じた歯科保健指導若しくは歯科医療を受けることが困難なものの歯と口腔の健康づくりの確保に関すること」とあります。これも計画に加えていただけますでしょうか。	<u>＜健康づくり推進課＞</u> 令和5年度に次期計画を策定してまいります。これは国の示す「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に基づいております。この基本的事項の中には基本的な方針の一つとして「定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者（障害児・者、要介護者）に対する歯科口腔保健の推進」という項目があります。 これまでの計画の中にもありましたが、次期計画でもこのことについて引き続き取り上げていく予定としております。
3	—	有働 秀一 委員 熊本市での医療的ケア児への対応に関する今後の展開は、どうなっているのか教えていただきたいです。	<u>＜障がい福祉課＞</u> 令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行され、市町村の責務として医療的ケア児とその家族に対する包括的な支援整備が明記されたことから、市内9カ所の「熊本市障がい者相談支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを配置したところです。また、「医療的ケアが必要なお子さんと家族のための支援ガイドブック」を作成しましたので、随時、関係機関へ配布してまいります。 今後については、医療的ケア児とその家族、関係機関等への相談対応や、研修・情報提供、地域の支援体制構築のための連携調整等を担う拠点として位置づけられた「熊本県医療的ケア児支援センター」と緊密な連携を図りながら、医療的ケア児等コーディネーターのより具体的な役割について意見を集約するとともに、効果的な支援ができるよう本市教育委員会や保育幼稚園課等の関係部署とも協力して取り組んでまいります。

No.	資料 該当ページ	ご意見・ご質問	回答																												
3 (つづき)	—	熊本市での医療的ケア児への対応に関する今後の展開は、どうなっているのか教えていただきたいです。 (つづき)	＜保育幼稚園課＞ 令和3年「医療的ケア児支援法」の施行により、保育所等の施設や関係機関と調整しながら受け入れを行っているところです。 令和5年3月に、受入れ条件や受入れ後の対応、医療機関等との連携などをまとめた「保育所等における医療的ケアの実施に関するガイドライン」を策定し、市内全施設へ周知及び動画での説明を行ったところであり、今後は、このガイドラインを各施設へ浸透させ、受け入れ先の確保に努めてまいります。 ーガイドラインの内容ー（一部） 【対象施設】 認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・給付型幼稚園・私学助成幼稚園 【入所児の範囲】 基本的に予防接種がほぼ終了する2歳児から （2歳児未満児は医療的ケア児等検討会議にて検討） 【医療的ケアの範囲】 たん吸引・酸素療法・導尿・経管栄養 ※その他、恒常的医療行為がなくても主治医が医療的な見守りが必要と認めた場合 【受け入れの条件】 ・保護者の就労状況等、集団保育が必要であること。 ・ガイドラインに準じた対応ができること。 ・医療的ケア児等検討会議において、保育所等における集団生活が可能で医療的ケアの実施が認められること。 【熊本市医療的ケア児受入れ状況】（単位：人） <table><tr><th></th><th>公立 保育園</th><th>私立 保育園</th><th>認定 こども園</th><th>小規模 保育所</th><th>企業 主導型</th><th>合計</th></tr><tr><td>R3年度</td><td>3</td><td>2</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>10</td></tr><tr><td>R4年度</td><td>3</td><td>0</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>8</td></tr><tr><td>R5年度</td><td>3</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>9</td></tr></table>		公立 保育園	私立 保育園	認定 こども園	小規模 保育所	企業 主導型	合計	R3年度	3	2	5	0	0	10	R4年度	3	0	3	1	1	8	R5年度	3	1	3	1	1	9
	公立 保育園	私立 保育園	認定 こども園	小規模 保育所	企業 主導型	合計																									
R3年度	3	2	5	0	0	10																									
R4年度	3	0	3	1	1	8																									
R5年度	3	1	3	1	1	9																									

No.	資料 該当ページ	ご意見・ご質問	回答
4	資料3 P.23	森田 康昭 委員 虐待対応件数について、R3はH28に比べ約2.3倍となっているが、対応する職員は確保できているか。職員一人当たりの対応件数は適正な範囲となっているか。	<u>＜こども家庭福祉課・児童相談所＞</u> 児童相談所における児童虐待相談対応件数については、平成28年度以降、令和2年度までは、毎年1.2倍程度の増加傾向にありました。令和4年度は、対前年比微増したが、令和2年度以降は、概ね横ばいで推移しているものと認識しております。 児童相談所では、国の児童相談所体制強化の方針を受け、令和2年度以降、職員の増員配置に取り組んできたところであり、虐待等の対応を行う児童福祉司については、平成28年度の27人に対し令和5年度は35人が配置されており、約1.3倍程度の増員となっております。 また、児童福祉司と併せて、児童心理司も増員し、更に、令和3年度には弁護士を、令和4年度には医師を配置するなど、相談体制の強化に取り組んできたところです。 ただし、児童福祉司をはじめ専門職員の配置については、国の法定数を満たしていない状況であることから、児童相談所において、引き続き、関係部局と協議の上、適切な体制整備に努めてまいります。 このほか、本市における要保護児童等への支援体制を強化するため、令和2年度、各区に子ども家庭総合支援拠点を設置し、令和3年度には、児童家庭支援センターを1箇所設置しました。 こどもが安心して生活できる社会の構築に向け、児童相談所、子ども家庭総合支援拠点である区役所、児童家庭支援センター、フォスタリング機関等の連携をさらに強化し、児童虐待の防止や社会的養育の推進に全力で取り組んでまいります。
5	資料2	潮谷 佳男 委員 「妊娠内密相談センター」について、新しくセンターとして創設されたわけだが、現状、内密出産のシステムは「出自を知る権利の保障」や当該児童、養親に対しするフォローアップのシステムが出来てない状態にある。今後、慈恵病院の内密出産に対してどのような運営システムとなるのか知りたい。	<u>＜こども家庭福祉課＞</u> 令和5年4月の組織改編に伴い、妊娠内密相談センターを設置し、予期せぬ妊娠等に悩む方に対して、匿名での相談対応を強化したところであり、現行法の中で母子にとって最善の方法が取れるよう支援を行っていきたいと思います。 なお、「出自を知る権利の保障」については、各分野の有識者等で構成する検討会を慈恵病院と共同で設置する準備を進めており、課題を一つ一つ丁寧に議論していきたいと考えております。

No.	資料 該当ページ	ご意見・ご質問	回答
6	資料2	潮谷 佳男 委員 「妊娠内密相談センター」について、相談センターとしての市民に対する周知をどのように行うのかが知りたい。	<u>＜妊娠内密相談センター＞</u> 市政だよりやホームページでの周知に加え、センターを周知するためのカードやチラシを作成し、商業施設や学校での配布や設置を依頼したいと考えております。 また、妊娠・出産、性に関する講演会等を予定しており、機会をとらえて周知に取り組みたいと思います。
7	資料2	潮谷 佳男 委員 「妊娠内密相談センター」について、児童相談所が独立した形となるが、同じ相談分野である妊娠内密相談センターとの協働性が必要になってくると想像するがそのあたりのシステム構築はどの辺まで進んでいるのか知りたい。	<u>＜妊娠内密相談センター＞</u> 予期せぬ妊娠に悩む女性等への支援は主に妊娠内密相談センターが行い、児童相談所は、子どもの最善の利益のために必要な支援を行います。 両機関が連携して対応することになりますが、具体的なあり方については、事例を積み重ねながら構築していきたいと思います。
8	資料2	松村 和彦 委員 「こども発達支援センター（こ発）」の「こども局」移管に伴い、「熊本市発達障がい者支援センターみなわ」もこども局に移ります。 みなわでは、これまで成人についても相談等の対象にしてきたと思いますが、今後はこども（18歳以下）に限定するということでしょうか。	<u>＜こども発達支援センター＞</u> 「熊本市発達障がい者支援センターみなわ」の対象者については、これまでと変わることはなく成人の方も対象に就労支援などの相談・生活支援等、切れ目のない支援を行っていきます。
9	資料2	松村 和彦 委員 また、「熊本市療育支援ネットワーク会議」もこ発の移管に伴い、こども局扱いということになるのでしょうか？ その場合、地域ネットワーク型療育支援の対象者も18歳以下に限定されるということでしょうか。	<u>＜こども発達支援センター＞</u> 「熊本市療育支援ネットワーク会議」はこども発達支援センターの所管であり、こども局扱いとなります。 本市が目指すネットワーク型の発達支援とは、地域の関係機関が連携・協力することにより、発達段階に応じた切れ目のない支援を行うための体制を整備していくことを示しております。そのため、対象者についても18歳以下に限定するものではありません。
10	資料2	松村 和彦 委員 さらに、「全庁的・総合的な牽引役」と謳ってありますが、その中でも特に重要なポイントと思われる「熊本市教育委員会との関わり」について何も触れていません。市教委をどのように牽引していくのか、また、教育と福祉をどう連携させていくのか、お聞かせください。	<u>＜こども政策課＞</u> 教育委員会との関わりについては、こどもが長い時間を過ごす学校や、学校教育を所管する教育委員会と連携を深めることは大変重要と考えております。 熊本市総合教育会議での議論を踏まえて、こども局内にこどもの権利サポートセンターを設置するほか、ヤングケアラー支援など児童福祉を基本としつつ、学校や教育委員会と連携を深めてまいります。

No.	資料 該当ページ	ご意見・ご質問	回答
11	資料9	松村 和彦 委員 「熊本市障がい者生活プラン」および「第7期熊本市障がい福祉計画」「第3期熊本市障がい児福祉計画」の策定について、いずれも当事者アンケートを実施するとありますが、回答が難しい知的障がい者については家族等の回答を認めていただきますようお願いいたします。 また、アンケートは全世代を対象にさせていただきますようお願いいたします。	<u>＜障がい福祉課＞</u> プラン及び計画策定の当事者アンケートについては、ご本人の回答が難しい方については、家族等の支援をする方の回答をこれまでも認めているところです。また、アンケートについても全世代を対象とすることにしています。
12	資料9	松村 和彦 委員 さらに、関係団体からの意見聴取が11月頃とありますが、8月の骨子案提示の後では、せっかくの意見を骨子案に反映させることができません。素案後のパブリックコメントで意見を反映させることは、これまでの経験からかなり困難と思われます。ぜひ、当事者アンケートと同じく、骨子案提示の前に意見聴取の機会を与えていただきますようお願いいたします。	<u>＜障がい福祉課＞</u> 11月頃に素案作成を予定しておりますが、素案を作成していく段階で各種会議等の中で意見聴取を行う予定にしております。 また、これまでと同じく素案作成後にも、各種会議や関係団体等からいただいたご意見を反映させてまいります。